緊急

令和8年11月12日

福井県　保健予防課
担当者：　谷口、大久保
電話：　0776-20-0351
メール：　hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp

インフルエンザ疾患の発生による臨時休業措置について（第22報）

県内の学校等において、インフルエンザ疾患の発生により、臨時休業措置がとられた旨、報告がありましたので、お知らせします。

プレスリリース先：県政記者クラブ

令和8年11月12日

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課
担 当 者　谷口、大久保
電話番号　０７７６－２０－０３５１

報道機関各位

インフルエンザ疾患の発生による臨時休業措置について（第22報）

県内の学校等において、インフルエンザ疾患の発生により、以下のとおり措置がとられた旨、報告がありましたのでお知らせします。

No.	施設所在地	施設数	措置内容および件数
1	福井市	小学校　１件	学級閉鎖　１件
2	小浜市	小学校　１件	学級閉鎖　１件

（注）上記措置内容は本日（１１月１２日）１４時までに報告のあった学校等です。

◆ 日常できるインフルエンザの予防について

１．帰宅時のうがい、せっけんを使った手洗いをしましょう。
２．人ごみを避けましょう。マスクの着用も予防に有効です。
３．室内は加湿器などで適度な湿度を保ちましょう。
４．栄養と休養を十分に取りましょう。
５．重症化の防止にワクチンが有効です。

◆ 咳エチケットについて

１．咳やくしゃみなど、少しでも症状のある人は必ずマスクをしましょう。
　医療機関を受診する際も、必ずマスクを付けて受診しましょう。
２．咳やくしゃみの際には、ティッシュなどで鼻と口を押さえて、周りの人から顔をそむけましょう。
３．使用後のティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。

○ 基礎疾患等を有する方への注意事項

慢性腎不全、悪性腫瘍、喘息等基礎疾患を有する方や妊婦の方、乳幼児やご高齢の方などは重症化するリスクが高く、特に注意が必要ですので、上記の予防対策を徹底するとともに、症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診しましょう。